

社会福祉法人 正州会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

課題 1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い

3. 目標

- ・ 男女ともに平均勤続年数を12年以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 利用可能な両立支援制度を周知する

- 令和 4年 4月～ 利用可能な両立支援制度が就業規則等に位置付けられているかを確認する。もし、位置付けられていない制度があった場合、就業規程等に盛り込むことができるかを検討する。
- 令和 5年 4月～ 経営層や管理職を対象に、利用可能な両立制度を周知・研修を行う。
- 令和 5年 4月～ 該当職員に対し両立支援制度を説明し、利用の促進を図る。

取組 2： 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関して周知する

- 令和 4年 4月～ 経営層や管理職に対し、育児・介護休業規程について研修を実施し、内容の周知徹底を図る。
- 令和 4年 10月～ 育児休業からの復帰者に対し、上司による面談を年2回開催。

取組 3： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4年 4月～ 過去3年間の有給休暇取得状況を確認する。
- 令和 4年 8月～ 取得状況が低い場合には原因を分析し、取得しやすい環境を整備する。また、管理職に対し、取得推進を図るよう周知する。
- 令和 6年 4月～ 令和4年度からの有給休暇取得状況を確認する。前回調査と比較し、有給休暇取得推進を進める。